

件名	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	職員の給与等に関する報告及び勧告（平成28年10月6日付け）
<p>【改正の概要】</p> <p>人事委員会勧告等に基づき知事等及び職員の給与を改定するため、職員の給与に関する条例等の一部を次のとおり改正。</p> <p>【28年度適用分】 ※給料等は28. 4. 1適用、期末勤勉手当は28. 12. 1適用</p> <p>○職員の給与に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給料表の引上げ（平均0. 21%）、初任給調整手当の引上げ ・12月期勤勉手当の引上げ（0. 10月分） <p>○教育職員の給与に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給料表の引上げ、12月期勤勉手当の引上げ（0. 10月分） <p>○特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月期期末手当の引上げ（0. 1月分） <p>○一般職の任期付研究員の採用等に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給料表の引上げ、12月期期末手当の引上げ（0. 1月分） <p>○一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給料表の引上げ、12月期期末手当の引上げ（0. 1月分） <p>【29年度適用分】</p> <p>○職員の給与に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤勉手当支給月数の改定（6月と12月の支給月数を同率に改定） ・扶養手当の見直し（配偶者に係る手当額を減額〔13, 000円→6, 500円〕し、子に係る手当に配分〔6, 500円→10, 000円〕 ※平成29年4月から段階的に改定） <p>○教育職員の給与に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤勉手当支給月数の改定（6月と12月の支給月数を同率に改定） <p>○特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期末手当支給月数の改定（6月と12月の支給月数を改定） <p>○一般職の任期付研究員の採用等に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期末手当支給月数の改定（6月と12月の支給月数を同率に改定） <p>○一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期末手当支給月数の改定（6月と12月の支給月数を同率に改定） 	
施行日	公布日（ただし、29年度適用分は、平成29年4月1日）
<p>【その他参考事項】</p>	